

条件付き一般競争入札の実施について

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、公告します。

令和7年2月10日

富山県知事 新田 八朗

1 入札に付する事項

工事名	富山県総合福祉会館災害復旧その1工事
工事場所	富山市安住町 地内
発注工種	一般建築工事
工事概要	建物概要 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造 地下2階、地上7階建て 延べ面積 13,358平方メートル 工事概要 ・吹き抜け部構造破損部の復旧・補強工事一式 ・吹き抜け部外装破損部の復旧工事一式
工期	契約を締結した日の翌日から令和8年3月31日まで
予定価格	440,200,000円（消費税相当額を除く。）
調査基準価格	有

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）に関する事項

次に掲げる条件のすべてを満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件をすべて満たしている共同企業体であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、入札に参加することができない。

ア 共同企業体の結成に関する条件

共同企業体の構成員（以下「構成員」という。）	2者とし、そのうち1者を代表者とする。
経営形態	共同施工方式
構成員の出資比率	それぞれ30パーセント以上。なお、構成員の出資比率は、百分率表記上の整数の比率によるものに限る。
その他	当該工事について、この共同企業体以外の共同企業体の構成員でないこと。

イ 構成員に関する条件

(ア) 代表者に関する事項

営業所（注1）の所在地	日本国内に主たる営業所（注1）を有すること。	
資格者名簿の登載業種等（注2）	業 種	建築一式工事
	等 級	A
	総 合 数 値	1,100点以上
配置予定の技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格の確認の申請の日までに、この工事に専任で配置するため、3箇月以上の継続的な雇用関係にある建築工事に係る監理技術者又は主任技術者を確保できること。 ・本工事は、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号の監理技術者」という。）の配置は認めない。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。 ・富山県から富山県建設工事等指名業者選定要綱第3条第4項の規定により、相当の期間指名しないこととされた者にあつては、入札参加資格の確認の申請の期限の日（以下「申請期限日」という。）が、当該相当の期間に含まれていないこと。 ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。 	

(イ) 構成員（代表者を除く。）に関する事項

営業所（注1）の所在地	富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に主たる営業所（注1）を有すること。	
資格者名簿の登載業種等（注2）	業 種	建築一式工事
	等 級	A
	総 合 数 値	
配置予定の技術者	入札参加資格の確認の申請の日までに、この工事に専任で配置するため、3箇月以上の継続的な雇用関係にある建築工事に係る主任技術者を確保できること。	

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・政令第167条の4の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。 ・富山県から富山県建設工事等指名業者選定要綱第3条第4項の規定により、相当の期間指名しないこととされた者にあつては、入札参加資格の確認の申請期限日が、当該相当の期間に含まれていないこと。 ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第1項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けたものを除く。）でないこと。
-----	--

(注)

- 1 営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する営業所をいう。また、主たる営業所とは、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の3第1項第2号に規定する主たる営業所をいう。
- 2 富山県における令和5・6年度建設工事競争入札参加資格者名簿をいう。

3 提出資料

入札参加資格確認に関する書類

入札参加資格確認申請書	様式第1号
入札参加資格確認書	様式第2号、様式第2号の2
配置予定の技術者	様式第3号
添付書類	各様式の注意書き等に記載する書類
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・使用印鑑届書（様式第4号） ・共同企業体協定書の写し（共同企業体の名称に、工事名を含めること。（注））

(注) 2者の商号又は名称（略称不可）を前に、工事名（略称不可）を後にすること。

（例：(株) A建設と(株) B工業との共同企業体の場合 → 「A建設・B工業富山県総合福祉会館災害復旧その1工事共同企業体」）

4 入札手続き及び日程

入札手続き	期間（注1）	方法
入札参加資格確認申請書及び添付書類の提出	令和7年2月12日（水）から 同年2月21日（金）午後5時まで	担当部署に書類を持参、郵送 又は電子メール
公告に関する質問（注1、3）	令和7年2月10日（月）から 同年3月7日（金）午後5時まで	担当部署に質問内容を記載 した文書を持参、郵送又は 電子メール
設計図書等の配付（注2）	令和7年2月10日（月）から	富山県ホームページの「入札 情報」に掲載

現場説明会	ありません。	
入札参加資格の確認の通知	令和7年2月27日（木）まで	文書により通知
入札参加資格がないとされた者の理由の説明の要求	令和7年2月28日（金）から 同年3月5日（水）まで	担当部署に書類を持参
理由の説明の要求に対する回答	令和7年3月10日（月）まで	文書により回答
設計図書等に関する質問（注1、3）	令和7年2月10日（月）から 同年3月7日（金）午後5時まで	担当部署に質問内容を記載した文書を持参、郵送又は電子メール
入札	令和7年3月13日（木） 午前10時より	5～13による

(注)

- 1 持参、郵送（書留郵便等発送の記録が残る方法に限る。）又は電子メールにより提出する書類は、表中で締切時間を指定した場合を除き、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分から午後5時15分まで（持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。）に担当部署に必着すること。
- 2 設計図書等を富山県ホームページ（下記URL）の「入札情報」からダウンロードすること。
<https://www.pref.toyama.jp/sangyou/nyuusatsu/jouhou/kouji/koukokukekka/koukoku.html>
- 3 公告、設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、質問者に対し、文書により行うとともに、富山県ホームページの「入札情報」に掲載し、公表する。

5 入札の日時及び場所

(1) 入札の日時

令和7年3月13日（木）午前10時

(2) 入札の場所

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県庁入札室（本館1階）

6 入札の方法等

(1) 入札は、出場入札により行うものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、1回とする。

7 工事費内訳書の提出

(1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を添付して入札す

ること。

- (2) 工事費内訳書の様式は、富山県ホームページの「入札情報」からダウンロードし、必要事項を記入すること。
- (3) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第6条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2のただし書に規定する場合に該当する入札

10 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

11 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格事前公表試行工事）第10条の規定による。

12 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) 建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる場合は、専任配置が可能で、かつ、受注者と3箇月以上の継続的な雇用関係にあるか否かの確認を行う。
- (3) (1)及び(2)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないとき、契約の解除若しくは指名停止又はその両方を行うことがある。

13 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。

- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
- (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問及び設計図書等に関する質問の内容を確認すること。

14 その他

入札手続きに係る提出及び受付場所は、担当部署である富山県厚生部厚生企画課(〒930-8501、富山県富山市新総曲輪1-7、TEL076-444-3197)とする。

その他不明な点についても、この担当部署に問い合わせること。